

○さいたま市水道事業審議会条例

平成13年5月1日

条例第276号

改正 平成14年12月26日条例第115号

平成23年5月16日条例第18号

平成23年7月5日条例第31号

(設置)

第1条 さいたま市水道事業の円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、さいたま市水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の経営に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 6人以内

(2) 水道の利用者 9人以内

(一部改正〔平成23年条例18号・31号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成23年条例31号〕)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局において処理する。

(一部改正〔平成14年条例115号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月26日条例第115号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月16日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市議会議員として委員の職にある者の特例)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市水道事業審議会条例の規定により置かれるさいたま市水道事業審議会の委員の職に市議会議員としてある者は、この条例の施行の時に於いて、当該委員の職を辞したものとみなす。

附 則 (平成23年7月5日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。